



7 木水業第 9 7 号

7 木下第 1 5 8 号

平成 2 7 年 8 月 7 日

木津川市水道料金及び公共下水道使用料審議会

会長 新川 達郎 様

木津川市長 河井 規子

水道料金及び下水道使用料について（諮問）

木津川市水道料金及び公共下水道使用料審議会条例第 2 条の規定により、下記の事項について、貴審議会のご意見をお伺いたします。

記

- 1 水道料金のあり方について
- 2 下水道使用料のあり方について

1 水道料金のあり方について

本市の水道事業は、平成19年3月の合併により、木津町、加茂町、山城町の水道事業を継承し、平成24年4月木津川市水道事業として料金の統一、事業統合を行い、現在に至ります。

この間、安定給水の確保、水資源の有効活用、水質管理の充実等に取り組む一方、事業経営の一元化などの経営の合理化に取り組んできたところですが、節水型機器の普及、節水の定着により、厳しい財政状況が続いております。

また、今後の水道事業経営を考えますと、水道施設の耐震化を進め、老朽化する水道施設を計画的・効率的に更新するという課題に対応するためには、財源確保が必要となります。

このため、「木津川市水道ビジョン」に掲げた基本理念である「安心・安全な生活と快適な暮らしを支える水道」の実現に欠かせない持続可能な水道事業経営を支える水道料金のあり方について、貴審議会のご意見を伺うものであります。

2 下水道使用料のあり方について

本市の公共下水道事業は、合併後も公共水域の水質保全、生活環境の改善を目的に、事業計画に基づき順次、整備区域の拡大を図っており、平成24年4月からは旧3町の下水道使用料を統一し、現在に至っております。

今後、新市街地への転入人口の増加により水洗化人口の増加は見込まれますが、使用者の節水意識の向上により、使用水量の大幅な増加は見込めず、さらに、施設の更新、耐震化等、再整備費用の増加が見込まれるなど厳しい経営状況が続くことが予想されます。

このような状況の中で、経営の健全化・透明性を確保するため、平成29年4月からの地方公営企業法適用に向け、昨年度から具体的な作業に取り組んでいるところです。

今後も持続的な下水道事業経営を行っていくため、下水道使用料のあり方について、貴審議会のご意見を伺うものであります。